

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail [soudan@e3-partners.com](mailto:soudan@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

今年も確定申告の時期が近づいてきました。毎年のことではありますが、税制改正等により異なる取り扱いもございます。確定申告が必要な方や確定申告で還付を受けられる方は、ご不明点等がございましたら弊社までお気軽にお問い合わせ下さい。今年の申告納付期限は下記の通りです。

**【所得税】3月15日（火） 【消費税等】3月31日（木） 【贈与税】3月15日（火）**

\*振替納税の場合の納付期限（振替日）は、所得税4月20日（水）、消費税等は4月25日（月）です。

## マイナンバー（森）

マイナンバー制度が始まりましたね。今回は、改めて収集などのルールについて解説します。

### ① マイナンバーの収集

従業員やその扶養家族のマイナンバーを収集し、源泉徴収票や社会保険の資格届けなどに記載することとなりました。弁護士、司法書士の支払調書や不動産の使用料等の支払調書にも記載が必要となります。

28年の給与支払いから適用されますので、29年1月末に提出する源泉徴収票へ記載が必要となります。マイナンバーの収集はそれまでに行えば良いのですが、中途退職や番号収集モシが無いように春～夏くらいまでには収集されることを推奨致します。

### ② マイナンバーの保管

マイナンバーについて定める番号法では、3年以下の懲役または150万円以下の罰金など厳しい罰則が定められています。過失による情報漏えいに、いきなり罰則ということはありませんが、状況に応じて指導や改善命令が出される可能性があります。また、民事の損害賠償請求を受ける可能性があります。担当者の選定や鍵付きの棚など安全管理措置を図るようにしましょう。

### ③ マイナンバー関連の規定作り

特定個人情報取扱規定や利用目的通知書など、規定や資料作りが必要です。弊社でもひな形をご用意していますので、整備がまだの方はご相談ください。

## 資産を譲渡した場合の確定申告（大岩）

今年も確定申告の時期が近づいてきました。ここでは譲渡所得の概要について説明します。

譲渡所得とは、土地・建物・車両・特許権・株式・ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。譲渡には、通常の売買のほか、交換や現物出資などの有償による資産の移転や、贈与などの無償による資産の移転も含まれます。

確定申告をするにあたり、税率をかける前の譲渡所得金額は、主に下記の算式で計算されます。

譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額

総合課税の対象となる車両・特許権・ゴルフ会員権などの譲渡所得の特別控除額は、譲渡益を限度として50万円です。

分離課税の対象となる土地・建物などの譲渡所得については、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の控除の特例など一定の特例規定が設けられています。

特別控除の特例の適用を受けるためには、一定の添付書類が必要となります。